証券コード 6040
2019年10月２日

株 主 各 位

長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地１
日本スキー場開発株式会社
代表取締役社長 鈴 木 周 平

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年10月18日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　2019年10月19日（土曜日）午後１時
受付開始時刻　午後０時30分

２．場　　所　長野県北安曇郡白馬村大字北城12111番地
岩岳ホワイトプラザ　１階
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第14期（2018年8月1日から2019年７月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（2018年8月1日から2019年７月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nippon-ski.jp/）に掲載しております。①事業報告の「新株予約権等の状況」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」ならびに②連結計算書類の「連結注記表」および③計算書類の「個別注記表」

本添付書類は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際し監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

【ご案内】

本株主総会終了後、同会場において株主様向け事業説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（ 2018年８月１日から
　2019年７月31日まで ）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループの業績の状況は、以下のとおりでした。

（ウィンターシーズン）

当ウィンターシーズンは寒気の流入が遅く、想定より遅れての営業開始となりましたが、１月にはまとまった自然降雪に恵まれ、４月にも寒気流入と自然降雪があり、２月から４月の３か月の合計ではグループ全体で前年を上回るお客様にご来場をいただきました。

また、このような小雪のシーズンのはじまりでしたが、数年来進めている人工降雪能力を向上させる投資が効果を奏しました。例えば、HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場のリーゼンコースやめいほうスキー場のメインコースをはじめとして各スキー場の上部エリアからオープンできる仕組みを強化したことにより、想定よりは遅れたものの近隣エリアの中では比較的早期に営業を開始することができました。その後は、自然降雪に恵まれたため、主要な滑走エリアの拡張・維持ができ、10連休となった今年のゴールデンウィーク期間までお客様に春スキーやスノーボードを楽しんでいただくことができました。また、白馬岩岳の山頂に昨秋誕生した“HAKUBA MOUNTAIN HARBOR”（白馬マウンテンハーバー）をはじめ、2015年にオープンした北志賀竜王の“SORA terrace”（ソラテラス）等の場内施設についても物販や飲食等付帯するサービスを強化しており、シーズンを通じて賑わいました。

次に、訪日外国人（以下「インバウンド」といいます。）に関しまして、当ウィンターシーズンは前年を上回り過去最高の来場者数となりました。オーストラリア、ニュージーランド地域からHAKUBA VALLEYエリアへの来場者数は安定しており、これに加えアジア地域からの来場者が増加いたしました。特に、グループや家族連れが目立ちました。HAKUBA VALLEYエリアの中では白馬岩岳スノーフィールド、栂池高原スキー場への来場者数が前年に比べ大きく伸びており、これらを含む当社グループの４スキー場への来場者総数は、228千人（前期比8.8%増）となりました。これらの結果、当ウィンターシーズンのスキー場来場者総数は1,691千人（前期比1.6%増）となりました。

ウィンターシーズンの主な取り組みは以下のとおりです。
HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場は今シーズンで開業60周年を迎え、これを記念した企画を開催いたしました。また、開業30周年となった川場スキー場とめいほうスキー場でも特別企画として「30周年記念シーズン券」を期間限定で販売し、これにちなんだイベントも開催しました。その他、各スキー場においては、リピーターのお客様向けの施策を強化し、家族連れやグループ向けのイベントも多く開催いたしました。
また、当社は昨年に営業体制を拡充し、デジタル化の進展を見据えた営業施策や広報活動等を推進しております。具体的には、WEB上でのチケット販売やマーケティング、イベント誘致、カーシェアやレンタカーサービス、各種法人や団体等への販促活動に注力しております。その他、共通リフト券や優待サービス・協賛等に関して法人や団体等への提案も前年に続き積極的に進めております。また、地域と連携し、国内はもとよりインバウンドのお客様への営業活動やサービスの改善にも継続して取り組んでおります。一方、施設の運営に係る原価や人件費等の販売管理費も増加いたしました。

安全への取り組みには重点を置いて進めております。お客様の安全な輸送のため、索道設備や降雪機器のメンテナンスや更新・新規導入も順次進めております。グループ内の人材交流による技術や営業ノウハウの共有のほか、安全管理のための共通ルールや労働安全マネジメントシステムの導入に取り組んでおります。

（グリーンシーズン）
当社グループでは、ウィンターシーズン事業の業績全体に占める割合が高いため、年間を通しての事業シーズナリティを小さくすべくグリーンシーズン（５月中旬から11月中旬）の営業活動にも注力しております。豊富な観光資源および雄大な自然の魅力を発信し、運営施設内のリフト、ロープウェイやゴンドラおよび宿泊施設・店舗等を運営する事業を地域と連携して進めております。

当グリーンシーズンの全体の来場者数は、昨年秋にオープンしたHAKUBA VALLEY白馬岩岳マウンテンリゾートのテラス事業（HAKUBA MOUNTAIN HARBOR）により過去最高となりました。しかし、来場者数が増加する６月と７月の週末での悪天候が重なり、また、夏休みが始まり来場者数の大幅な増加が見込まれる７月20日以降においても、関東甲信地域の梅雨明けが７月29日（前年は６月29日・例年は７月21日）となり、全体の来場者数は計画で見込んでいた水準には達しませんでした。

当グリーンシーズンはこのような悪天候の影響を受けましたが、HAKUBA VALLEY国際山岳リゾート白馬八方尾根のうさぎ平テラスの屋上にビーチリゾートをイメージした絶景リラクシングテラス“HAKUBA MOUNTAIN BEACH”をオープンさせ、多くのお客様にご来場いただいております。HAKUBA VALLEY白馬岩岳マウンテンリゾートにおいては、昨年秋のHAKUBA MOUNTAIN HARBORのオープンに続き、株式会社スノーピーク監修のもと、ゴンドラリフト山頂駅付近に“IWATAKE GREEN PARK”（岩岳グリーンパーク）を７月に新たにオープンさせ、様々なお客様にご満足いただけるようリゾートの空間を拡張させております。

また、2015年にオープンし４期目のグリーンシーズンとなった北志賀竜王の雲海の見られるテラスSORA terrace、岐阜県のめいほう高原では、手ぶらでアメリカンスタイルのバーベキューを楽しんでいただけるよう施設をリニューアルする等、各地で営業にも注力しております。

このように当社グループがグリーンシーズンの強化のために取り組んでいる新しい企画の事業化が成果をあげております。一方、これに係る原価や人件費等の経費も増加いたしました。

以上の結果、グリーンシーズンの施設来場者総数は472千人（前期比5.4％増）となりました。

これらにより、連結業績は売上高が6,628,604千円（前期比3.2％増）、営業利益は629,782千円（同0.8％増）、経常利益は634,992千円（同3.5％増）となり、また親会社株主に帰属する当期純利益は繰延税金資産の計上額が増加したこと等により、607,015千円（同60.1％増）となりました。

（今後の取り組み）

次のウィンターシーズンに向けた取り組みとして、HAKUBA VALLEYはグリーンシーズンに投資したHAKUBA MOUNTAIN BEACH および HAKUBA MOUNTAIN HARBORをウィンターシーズンにも活かし、施設の改善による付加価値向上を図るとともに、国内およびインバウンドの来場者数増加に努めてまいります。また、米国コロラド州ブルームフィールドに拠点をおくベイルリゾーツ(Vail Resorts, Inc.)と長期アライアンス契約を締結し「Epic Pass(エピックパス)」と提携しております。今後もアライアンスを継続し、世界的な認知度を高め、インバウンドを誘致してまいります。日帰り圏内の川場スキー場やめいほうスキー場等では、シーズン券の販売強化を継続し新規顧客の獲得と囲込み・再来場への誘致に努めてまいります。

グリーンシーズンの今後の取り組みとして、HAKUBA VALLEYエリアにおいてはHAKUBA MOUNTAIN HARBOR、Xtrem Aventures HAKUBA TSUGAIKE WOW!が２シーズン目となりますので、これまでの運営手法を振り返り、改善を積み重ねてまいります。また、めいほう高原では８月10日にログハウス“GRACE STELLAサイト”（グラースステラサイト）がオープンしました。

当社グループは年間を通しての事業シーズナリティを小さくすべく、グリーンシーズンの投資は継続的に検討し、適宜適切に実施してまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,025,626千円であり、その主なものは索道施設の改修工事、降雪設備の新設・更新、グリーンシーズン事業に関連する施設に対する設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として調達を行いましたが、全額返済を行っております。

⑵ 対処すべき課題

当社グループは、スキー場運営においてサービスの向上、顧客満足度の向上を主眼に運営を行っております。

当社グループでは、外部環境への対応と内部環境の整備を常に考え、特に以下の点については具体的に対処すべき項目と認識し、今後も引き続き強化する所存です。また、前記の今後の取り組みを実施し、事業の成長を図るとともに、経営体制をより強固なものへ改善していくことも重要な課題と認識しております。

① 顧客満足度の維持・向上

当社グループでは、顧客満足度が向上するよう努めております。また、顧客対応においては、マニュアルの充実を図るとともに、継続的な社員教育により能力・モラルの向上を図っております。

特に非日常感を求めて来場されるお客様に対しては、マニュアルの充実・徹底のみならず、顧客満足度を高めていく基本姿勢を再確認し、充実したサービスを提供するよう心掛けております。

スキー場市場においてサービスを重視し、より一層強化するという概念を持ち込むことにより、今後も顧客満足度の維持・向上に常に努めてまいります。

② 安全対策

スキー場では、鉄道事業法で許可を受ける索道事業者としてリフト運営を行っております。リフト運営上で重大な事故が発生した場合は、索道許可の取り消しにつながることがあります。

当社グループは、特にリフトの安全対策は重点項目としており、グリーンシーズンの点検整備を国土交通省令や整備細則に基づき行い、また中期・長期の整備計画を策定し整備を実施しております。リフト運行においては、スタッフに対する継続的な安全教育を実施し、各スタッフの安全に対する取り組みを向上してまいります。また、天候状態を常に監視し、リフト運行中に突発的に発生する災害への対応についても、訓練を繰り返し行うことで、対応能力を高めてまいります。

③　天候に対する対策

ウィンターシーズンにおいては十分な積雪のもとで、スキー場を運営することが、事業の根幹をなすものであり、自然の積雪に恵まれない場合は、当社グループが保有する人工降雪機をフル活用することで、効率的かつ効果的な人工降雪を行い、ウィンターシーズン開始とともに満足してスキーを楽しんでいただける状況にしてまいります。当社グループのスキー場の一部は、高い山頂にあり、残雪を利用しウィンターシーズン終盤まで十分なコンディションを維持することで、当社グループの優位性を発揮させ、他のスキー場との差別化を図ってまいります。また、悪天候の場合、お客様が施設利用を取り止めることがあるため、屋内施設やサービスの一層の充実を図ってまいります。

④　グリーンシーズンの事業の展開

グリーンシーズンにおいては、展望テラスの運営や新規の屋外アクティビティ施設の設置等、地域の特性を活かし、かつ、地域に根付いた商品の開発等を行い、事業を強化してまいります。一年を通じた営業体制を整えることでウィンターシーズンに業績が偏重する季節変動リスクを分散させ、安定したスキー場等の経営を目指してまいります。

⑤　グループ経営

グループ会社が運営するレンタル専門店の展開、グループ全体での共同告知や営業活動の強化、効率化による集客増進に加え、レンタル用品、制服および食材等について、スケールメリットを活かした集中購買、メンテナンス部品等の取得等の費用面の改善により、シナジー効果を積極的に享受できるようにしてまいります。

⑥　今後のスキー場の取得

当社グループでは、創業以来国内におけるスキー場において、強みや特徴を有するスキー場を取得してまいりました。スキー場の取得および取得後の改善につながる活動を継続的に実施し、当社グループの企業価値を一層高めてまいります。また、当社グループは、魅力的なスキー場を取得し、事業拡大することを成長戦略の重要な要素と位置づけており、今後も積極的にスキー場を取得していく方針であります。さらに、スキー場の地元関係者や従業員と一体となって、スキー場を改善し、スキー場の価値を高めていくことで、地域の活性化に貢献してまいります。

⑶　直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 11 期 (2016年７月期)	第 12 期 (2017年７月期)	第 13 期 (2018年７月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2019年７月期)
売上高(千円)	5,584,476	6,151,545	6,420,077	6,628,604
経常利益(千円)	95,457	440,069	613,687	634,992
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(千円)(△)	△117,036	245,337	379,075	607,015
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	△7.30	15.33	23.75	38.22
総資産(千円)	5,668,914	6,037,110	6,151,679	6,885,458
純資産(千円)	4,776,866	5,119,951	5,427,369	6,052,191
１株当たり純資産額　(円)	285.78	300.97	319.49	357.54

(注) 2018年11月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
これに伴い、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は当期純損失および１株当たり純資産額を算定しております。

⑷ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との取引等
日本駐車場開発㈱	699,221千円	67.2%	特になし

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱鹿島槍	3,000千円	100.0%	HAKUBA VALLEY鹿島槍スキー場の運営
㈱北志賀竜王	10,000	100.0	竜王スキーパークの運営
川場リゾート㈱	100,000	99.9	川場スキー場の運営
白馬観光開発㈱	100,000	99.2	HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドおよびHAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の運営
栂池ゴンドラリフト㈱	100,000	80.0	HAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の運営
㈱岩岳リゾート	75,000	86.7	HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドの運営
信越索道メンテナンス㈱	10,000	55.0	索道設備の据付およびメンテナンス
㈱スパイシー	10,000	100.0	レンタルスキーショップの運営
めいほう高原開発㈱	100,000	80.0	めいほうスキー場の運営
㈱ハーレスキーリゾート	100,000	83.9	菅平高原スノーリゾートの運営
㈱Geekout	44,000	100.0	旅行業

（注）2019年４月24日付にてKawaba Resort USA Inc.の清算が結了いたしました。

⑸ **主要な事業内容**（2019年７月31日現在）

事業区分	事業内容
スキー場事業	スキー場に関する総合コンサルティング

⑹ **主要な営業所**（2019年７月31日現在）

① 当社

本社	長野県北安曇郡白馬村

② 子会社

㈱鹿島槍	長野県大町市
㈱北志賀竜王	長野県下高井郡山ノ内町
川場リゾート㈱	群馬県利根郡川場村
白馬観光開発㈱	長野県北安曇郡白馬村
栂池ゴンドラリフト㈱	長野県北安曇郡小谷村
㈱岩岳リゾート	長野県北安曇郡白馬村
信越索道メンテナンス㈱	長野県北安曇郡白馬村
㈱スパイシー	長野県北安曇郡白馬村
めいほう高原開発㈱	岐阜県郡上市
㈱ハーレスキーリゾート	長野県上田市
㈱Ｇｅｅｋｏｕｔ	東京都渋谷区

（注）Kawaba Resort USA Inc.は、2019年４月24日付にて清算しております。

⑺ **使用人の状況**（2019年７月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 233（515）名

（注）１．使用人数は就業人員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社グループはスキー場事業が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31（0）名	0（△1）名	42.4歳	2.7年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年７月31日現在）

借入先	借入金残高
㈱八十二銀行	120,000千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2019年７月31日現在）

① 発行可能株式総数　32,000,000株
② 発行済株式の総数　16,000,400株（うち自己株式120,200株）
③ 株主数　2,701名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本駐車場開発㈱	10,666,800株	67.2%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	869,300	5.5
野村信託銀行㈱（投信口）	510,000	3.2
㈱Plan・Do・See	400,000	2.5
TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA) LIMITED	400,000	2.5
氏家　太郎	289,800	1.8
グリーンコア㈱	270,000	1.7
鈴木　周平	226,212	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	162,700	1.0
宇津井　高時	134,212	0.8

（注）１．持株比率は自己株式(120,200株)を控除して計算しております。
２．2018年11月１日付で実施した株式分割（普通株式１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数が16,000,000株、発行済株式の総数が8,000,200株および自己株式の総数が60,100株増加しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2019年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木　周平	白馬観光開発㈱取締役 ㈱岩岳リゾート取締役 栂池ゴンドラリフト㈱取締役
取締役	宇津井　高時	管理本部長 白馬観光開発㈱監査役 ㈱鹿島槍監査役 ㈱スパイシー監査役
取締役	髙梨　光	開発本部長 白馬観光開発㈱取締役会長 栂池ゴンドラリフト㈱取締役 ㈱岩岳リゾート取締役
取締役	荻野　正史	㈱北志賀竜王代表取締役社長 めいほう高原開発㈱取締役
取締役	川村　憲司	日本駐車場開発㈱取締役副社長 NPD GLOBAL CO., LTD. President and CEO 邦駐（上海）停車場管理有限公司 董事 SIAM NIPPON PARKING SOLUTIONS CO., LTD. President and CEO PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA Director NPD Healthcare Service（Thailand）Co., LTD. Director NIPPON PARKING DEVELOPMENT（THAILAND）CO., LTD.Founder & Chairman 日本からだ開発㈱代表取締役社長
取締役	出口　恭子	医療法人社団色空会副院長 ㈱ティーガイア社外取締役 ㈱NHKテクノロジーズ社外取締役
取締役	北川　徹	クックパッド㈱社外取締役（監査委員長兼指名委員） KOA㈱社外取締役 ㈱カヤック社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	橋本　俊光	
監査役	鵜月　健彦	㈱The Day代表取締役 税理士法人ハンズオン代表社員
監査役	荒木　隆志	荒木隆志公認会計士税理士事務所所長 トランザクション・サポート㈱代表取締役
監査役	石原　毅	日本駐車場開発㈱常務取締役 ㈱ティー・シー・ケー・ワークショップ監査役 日本テーマパーク開発㈱監査役

（注）１．取締役出口恭子氏および北川徹氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏および監査役荒木隆志氏は、社外監査役であります。
３．各社外監査役は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役橋本俊光氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役鵜月健彦氏は、税理士の資格を有しております。

・監査役荒木隆志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。

4．監査役石原毅氏は、当社親会社の日本駐車場開発㈱を含め長年に渡り法務に携わっており、法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

5．当社と各業務執行取締役等でない取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

6．当社は取締役出口恭子氏、取締役北川徹氏、常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏および監査役荒木隆志氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2)	63,782千円 (3,600)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	9,120 (8,520)
合計 （うち社外役員）	11 (5)	72,902 (12,120)

（注）１．取締役（社外取締役を除く。）１名に対して、上記の他、当社子会社取締役兼務分の報酬7,500千円を当社子会社で負担しております。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．当事業年度末の取締役の員数は７名、監査役の員数は４名であります。

４．上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役４名　11,214千円

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役出口恭子氏は、医療法人社団色空会副院長、㈱ティーガイアの社外取締役および㈱NHKテクノロジーズの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・取締役北川徹氏は、クックパッド㈱の社外取締役（監査委員長兼指名委員）、KOA㈱の社外取締役および㈱カヤックの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役鵜月健彦氏は、㈱The Dayの代表取締役、税理士法人ハンズオンの代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・監査役荒木隆志氏は、荒木隆志公認会計士税理士事務所所長およびトランザクション・サポート㈱の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役出口恭子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役北川徹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
常勤監査役橋本俊光	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役鵜月健彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に税務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役荒木隆志	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士および税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（2019年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,878,421**	**流動負債**	**559,667**
現金及び預金	2,376,027	買掛金	36,561
売掛金	132,679	1年内返済予定の長期借入金	60,000
たな卸資産	136,243	未払金	136,613
その他	233,471	未払法人税等	45,270
		未払消費税等	33,732
固定資産	**4,007,036**	賞与引当金	1,000
有形固定資産	**3,295,821**	災害損失引当金	3,382
建物及び構築物	1,293,077	事業整理損失引当金	8,094
機械及び装置	1,079,206	その他	235,012
車両運搬具	221,825	**固定負債**	**273,599**
工具、器具及び備品	189,865	長期借入金	60,000
土地	483,649	リース債務	197,348
建設仮勘定	28,197	役員退職慰労引当金	2,792
無形固定資産	**48,860**	その他	13,458
のれん	18,382	**負債合計**	**833,267**
その他	30,477	（純資産の部）	
		株主資本	**5,677,830**
投資その他の資産	**662,354**	**資本金**	**1,666,156**
投資有価証券	14,131	**資本剰余金**	**731,532**
繰延税金資産	576,165	**利益剰余金**	**3,394,754**
その他	87,026	**自己株式**	**△114,612**
貸倒引当金	△14,968	**新株予約権**	**53,250**
		非支配株主持分	**321,109**
		純資産合計	**6,052,191**
資産合計	**6,885,458**	**負債純資産合計**	**6,885,458**

連結損益計算書

（2018年８月１日から 2019年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額		科目	金額	
売上高		**6,628,604**	**特別利益**		
売上原価		**2,800,712**	固定資産売却益	6,647	
売上総利益		**3,827,892**	その他	550	7,197
販売費及び一般管理費		**3,198,109**	**特別損失**		
営業利益		**629,782**	減損損失	68,116	
営業外収益			固定資産除却損	30,170	
受取利息	23		事業整理損失引当金繰入額	7,795	
受取配当金	6		投資有価証券評価損	5,797	
災害損失引当金戻入額	6,700		災害による損失	4,114	
預り金戻入額	2,642		災害損失引当金繰入額	3,382	
為替差益	2,120		その他	658	120,033
預け金の払戻額	1,532		**税金等調整前当期純利益**		**522,156**
貸倒引当金戻入額	1,000		法人税、住民税及び事業税	82,044	
受取保険金	582		法人税等調整額	△173,942	△91,897
保険差益	4		**当期純利益**		**614,054**
その他	665	15,277	非支配株主に帰属する当期純利益		7,038
営業外費用			**親会社株主に帰属する当期純利益**		**607,015**
支払利息	2,327				
寄付金	4,592				
事務所移転費用	1,628				
その他	1,517	10,066			
経常利益		**634,992**			

連結株主資本等変動計算書

（2018年８月１日から
2019年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,666,156	731,130	2,787,738	△114,612	5,070,412
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			607,015		607,015
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		402			402
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	402	607,015	－	607,418
当連結会計年度末残高	1,666,156	731,532	3,394,754	△114,612	5,677,830

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3,219	3,219	37,413	316,324	5,427,369
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					607,015
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減					402
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△3,219	△3,219	15,837	4,785	17,403
当連結会計年度変動額合計	△3,219	△3,219	15,837	4,785	624,821
当連結会計年度末残高	－	－	53,250	321,109	6,052,191

貸借対照表

（2019年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,425,423**	**流動負債**	**22,840**
現金及び預金	243,904	未払金	6,184
売掛金	5,604	未払費用	6,686
たな卸資産	-	未払法人税等	3,632
関係会社短期貸付金	865,000	預り金	4,727
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	170,000	未払消費税等	1,019
前払費用	5,001	その他	590
その他	135,913	**負債合計**	**22,840**
固定資産	**1,317,223**	（純資産の部）	
有形固定資産	**1,964**	**株主資本**	**2,666,555**
建物	639	**資本金**	**1,666,156**
機械及び装置	536	**資本剰余金**	**717,998**
車両運搬具	0	資本準備金	717,998
工具、器具及び備品	788	**利益剰余金**	**397,014**
無形固定資産	**10,269**	その他利益剰余金	397,014
商標権	757	繰越利益剰余金	397,014
ソフトウェア	454	**自己株式**	**△114,612**
ソフトウェア仮勘定	9,057	**新株予約権**	**53,250**
投資その他の資産	**1,304,989**	**純資産合計**	**2,719,806**
関係会社株式	1,491,624		
関係会社長期貸付金	140,000		
その他	19,418		
貸倒引当金	△346,053		
資産合計	**2,742,647**	**負債純資産合計**	**2,742,647**

損 益 計 算 書

（ 2018年８月１日から
2019年７月31日まで ）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**494,155**
売上原価		**19,535**
売上総利益		**474,619**
販売費及び一般管理費		**383,215**
営業利益		**91,403**
営業外収益		
受取利息	5,480	
その他	4	5,485
営業外費用		
寄付金	1,500	
事務所移転費用	1,176	
その他	15	2,691
経常利益		**94,197**
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	9,779	9,779
税引前当期純利益		**103,977**
法人税、住民税及び事業税	△48,137	△48,137
当期純利益		**152,114**

株主資本等変動計算書

（2018年８月１日から 2019年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,666,156	717,998	717,998	244,899	244,899	△114,612	2,514,441	37,413	2,551,855
当期変動額									
当期純利益				152,114	152,114		152,114		152,114
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								15,837	15,837
当期変動額合計	—	—	—	152,114	152,114	—	152,114	15,837	167,951
当期末残高	1,666,156	717,998	717,998	397,014	397,014	△114,612	2,666,555	53,250	2,719,806

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年９月17日

日本スキー場開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　浩　之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　俊　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2018年８月１日から2019年７月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本スキー場開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年９月17日

日本スキー場開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　浩　之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　俊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2018年８月１日から2019年７月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月17日

日本スキー場開発株式会社　監査役会

常勤監査役　橋　本　俊　光　㊞

監　査　役　鵜　月　健　彦　㊞

監　査　役　荒　木　隆　志　㊞

監　査　役　石　原　　毅　㊞

(注) 常勤監査役橋本俊光、監査役鵜月健彦及び監査役荒木隆志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

事業目的の追加

当社グループ施設へのインバウンド集客増に資するべく、本年４月に第１種旅行業者登録を行いました。今後旅行業を展開していくにあたり、旅行者向けに損害保険商品の取次等を行う必要があることから、損害保険代理業を事業目的の１つに追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～１６．　　（条文省略）	１．～１６．　　（現行どおり）
（新　設）	１７．損害保険代理業
１７．前各号に付帯する一切の事業	１８．前各号に付帯する一切の事業
第３条～第48条　　（条文省略）	第３条～第48条　　（現行どおり）

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役１名を増員し、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行の効率化を図るべく、１名減員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再　任 すずき　しゅうへい 鈴木　周平 (1976年11月10日)	2006年７月　日本駐車場開発㈱入社 2007年10月　日本駐車場開発㈱取締役 2010年10月　当社取締役 2011年３月　川場リゾート㈱代表取締役社長 2012年８月　当社代表取締役社長 2012年10月　川場リゾート㈱取締役会長 2013年11月　白馬観光開発㈱取締役 2014年10月　日本駐車場開発㈱常務取締役 2015年10月　めいほう高原開発㈱取締役 2017年１月　㈱ハーレスキーリゾート取締役 2017年10月　当社代表取締役社長（現任）、白馬観光開発㈱取締役（現任）、㈱岩岳リゾート取締役（現任）、栂池ゴンドラリフト㈱取締役（現任） （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社グループの経営を指揮し、企業経営・事業戦略に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	226,212株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	再　任 荻野（おぎの）　正史（まさし） （1973年12月23日）	2005年９月　㈱ぐるなび入社 2015年３月　当社入社 営業部長 2015年５月　㈱北志賀竜王営業部長 2015年10月　同社取締役 2016年５月　同社代表取締役社長（現任）、当社執行役員 2017年10月　めいほう高原開発㈱取締役（現任） 2018年６月　当社執行役員営業本部ブランドコミュニケーション部長 2018年10月　当社取締役（現任） （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、集客およびブランディングにおいて経験を発揮し、㈱北志賀竜王を急成長させるなど、当社グループのスキー場事業をさらに発展させるために必要な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	689株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	再任 川村憲司 （1964年９月15日）	1999年３月　日本駐車場開発㈱入社 1999年10月　同社常務取締役 2007年10月　同社取締役副社長（現任） 2009年６月　ＢＭＳ㈱取締役 2010年８月　当社取締役 2010年９月　NPD GLOBAL CO., LTD. President and CEO（現任） 2010年10月　NIPPON PARKING DEVELOPMENT（THAILAND）CO., LTD. President and CEO 2011年１月　SIAM NIPPON PARKING SOLUTIONS CO., LTD. Director 2011年６月　邦駐（上海）停車場管理有限公司 董事（現任） 2011年12月　SIAM NIPPON PARKING SOLUTIONS CO., LTD. President and CEO（現任） 2015年３月　PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA Director（現任） 2015年10月　NPD Healthcare Service（Thailand）CO., LTD. President and CEO 2017年11月　日本からだ開発㈱取締役 2017年12月　NPD Healthcare Service（Thailand）Co., LTD. Director（現任） 2018年10月　当社取締役（現任） 2018年12月　NIPPON PARKING DEVELOPMENT（THAILAND）CO., LTD.Founder & Chairman（現任） 2019年４月　日本からだ開発㈱代表取締役社長（現任） （取締役候補者とした理由） 日本駐車場開発㈱において海外事業展開を指揮し、グローバルな企業経営を推進しており、豊富な実務経験を生かした当社経営戦略等への提言等をいただくことで取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、取締役として適任であると判断いたしました。なお、当社の業務執行を行わない取締役候補者であります。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	再任 社外 独立 出口恭子 （1965年12月12日）	1989年４月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 1999年12月　日本GE プラスチックス㈱入社 2000年３月　同社取締役最高財務責任者 2013年３月　ベルシステム24㈱専務執行役社長室長兼経理財務本部管掌 2014年３月　アッヴィ合同会社社長 2014年７月　当社社外取締役（現任） 2015年２月　医療法人社団色空会お茶の水整形外科機能リハビリテーションクリニック理事COO 2016年２月　㈱お茶の水義肢装具代表取締役 2016年３月　クックパッド㈱社外取締役 2016年６月　㈱ティーガイア社外取締役（現任） 2017年９月　医療法人社団色空会副院長（現任） 2019年６月　㈱NHKテクノロジーズ社外取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由） 会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮し、また、多様な意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株
5	新任 社外 独立 伊藤裕司 （1963年10月１日）	1987年４月　大和証券㈱入社 1991年12月　INSEAD MBA取得 1992年９月　大和ヨーロッパ出向 1999年12月　ゴールドマン・サックス証券㈱（現 ゴールドマン・サックス証券㈱）入社 2007年12月　同社マネージング・ディレクター 2014年７月　㈱WINgs取締役（現任） 2014年７月　㈱AILE取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由） 会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮し、また、多様な意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	新　任 社　外 独　立 堀内康徳（ほりうちやすのり） （1965年２月７日）	1996年４月　弁護士登録 河本・河合・ふたば法律事務所（現 清和法律事務所）入所 2001年４月　清和法律事務所パートナー（現任） （社外取締役候補者とした理由） 会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社のコーポレートガバナンスの強化に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．出口恭子氏、伊藤裕司氏および堀内康徳氏は、社外取締役候補者であります。
３．川村憲司氏は、過去５年以内において、当社親会社である日本駐車場開発㈱の業務執行者であります。なお、同氏の同社における過去5年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
４．当社は川村憲司氏および出口恭子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、伊藤裕司氏および堀内康徳氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。
５．出口恭子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年３ヶ月となります。
６．当社は出口恭子氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、伊藤裕司氏および堀内康徳氏の選任が承認された場合、両氏を独立役員として㈱東京証券取引所へ届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役４名のうち、石原毅氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
新任 社外 独立 髙橋正樹（たかはしまさき） （1973年９月17日）	2001年10月　弁護士登録 西村総合法律事務所（現 弁護士法人 西村あさひ法律事務所）入所 2004年７月　日本銀行決済機構局出向 2007年１月　いぶき総合法律事務所（現 隼町法律事務所）設立 代表パートナー（現任） （社外監査役候補者とした理由） 会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、豊富な知識と経験を有しており、その知識と専門的な見地から、経営全般の監視と有効な助言をお願いできるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。	0株

（注）１．監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．髙橋正樹氏は、社外監査役候補者であります。

３．当社は現監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、髙橋正樹氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

４．当社は髙橋正樹氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として㈱東京証券取引所へ届け出る予定であります。

第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役および従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（非業務執行取締役を除く）に対する新株予約権の割当てにつきましては、会社法上の報酬等に該当いたします。現在ご承認いただいております、当社の取締役の金銭による報酬額とは別枠で、取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することについても、併せてご承認をお願いするものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権１個当たりの公正価値に取締役に割り当てる新株予約権の予定上限数（500個）を乗じた金額を上限とします。この公正価値につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いて算定するものといたします。なお、当該新株予約権は、取締役の報酬としても相当と判断するものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものです。

２．新株予約権の内容および数の上限等

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および従業員とします。現在当社の非業務執行取締役３名を除く取締役の員数は４名であり、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり可決されますと、非業務執行取締役４名を除く取締役の員数は２名となります。

（２）新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式80,000株（うち、当社取締役については50,000株）を上限とします。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数を調整できるものとします。

（3）発行する新株予約権の総数

800個（うち、当社取締役については500個）を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とします。

（4）新株予約権の払込金額

本総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの）とします。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に（2）に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ。）又は新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額とします。

なお、割当日後、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

（6）新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から2026年10月31日までとします。

（７）新株予約権の行使条件

①権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要するものとします。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

②権利を与えられた者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとします。

③権利を与えられた者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができます。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とします。

（９）新株予約権の取得に関する事項

①権利を与えられた者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができます。

②以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

③当社は、取締役会が別途定める日が到来した時に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定します。

（10）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

（11）組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交

換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額およびその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編対象会社の株式の１株当たりの払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権１個の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（８）に準じて決定します。

⑦新株予約権の行使の条件

上記（７）に準じて決定します。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得に関する事項

上記（９）に準じて決定します。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：長野県北安曇郡白馬村大字北城12111番地
岩岳ホワイトプラザ 1階
TEL 0261－72－6040

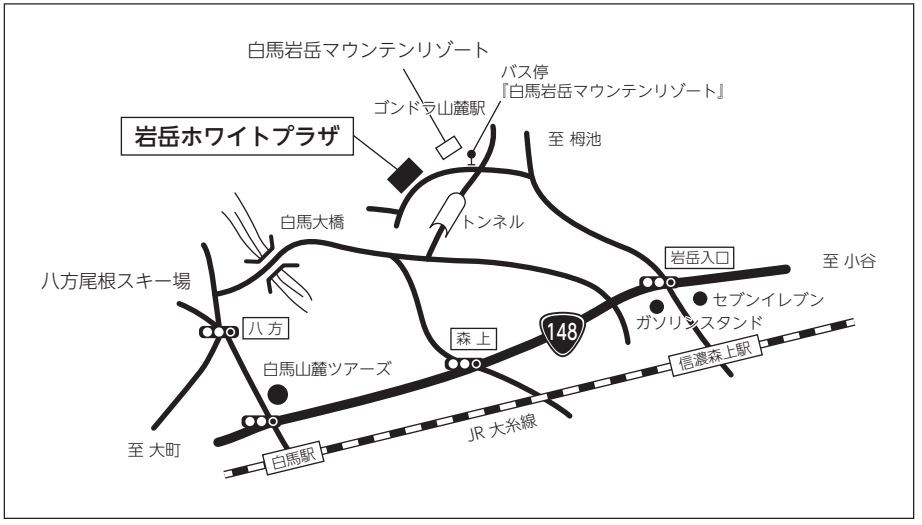

交　通

● お車でお越しの場合

上信越自動車道「長野」IC、長野自動車道「安曇野」IC、北陸自動車道「糸魚川」ICより約60分

● 電車でお越しの場合

JR大糸線「白馬」駅前ロータリーより臨時の無料シャトルバスをご利用ください。
12:30発

● バスでお越しの場合

アルピコ交通特急バスにて「白馬岩岳マウンテンリゾート」駅が新設されましたので、「長野駅東口」11:00発の「白馬乗鞍」行きをご利用ください。12:26着（会場まで徒歩約1分）。

（注）・会場隣接地に臨時の無料駐車場をご用意しております。
・会場近隣には営業中の飲食店が少ないため、ご昼食を済まされてからご来場ください。
・東京方面よりお越しの場合は、12:20までにJR大糸線「白馬」駅に到着する電車にご乗車ください。